

阿南市要綱第49号

阿南市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻又は阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に基づくパートナーシップの届出（以下「婚姻等」という。）をした若者の新生活に伴う経済的負担を軽減し、本市における少子化対策の強化を図るため、新婚世帯及び継続補助世帯（以下「新婚世帯等」という。）に対し、住宅取得費、住宅賃借費、住宅リフォーム費及び引越費用の一部について、予算の範囲内で阿南市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、阿南市補助金等交付規則（平成30年阿南市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 補助金申請年度の前年度の1月1日から補助金申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦を含む世帯

イ 補助金申請年度の前年度の1月1日から補助金申請年度の3月31日までの間に阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱（令和4年阿南市要綱第7号）第4条に規定する届出書を提出し、同要綱第5条に規定する届出受理証明書（以下「届出受理証明書」という。）が交付された者（都道府県及び他の市町村（特別区を含む。）において、本市の制度と同様の制度の適用を受けている者を含む。）を含む世帯

(2) 住宅取得費 補助金申請年度の4月1日から3月31日までの間に、婚姻等を機に新婚世帯等が市内の住宅の取得（契約名義人が夫婦等（婚姻した夫婦又は届出受理証明書に記載された二人をいう。以下同じ。）の双方又は一方であるものに限る。）のために支払った費用をいう。ただし、婚姻届の受理の日又は届出受理証明書の交付の日（以下「婚姻等の日」という。）より前に取得した住宅については、婚姻等の日から起算して1年以内に取得した住宅であること。

(3) 住宅賃借費 補助金申請年度の4月1日から3月31日までの間に、婚姻等を機に新婚世帯等が新たに市内の住宅を賃借（契約名義人が夫婦等の双方又は一方であるものに限る。）するために支払った費用のうち、賃料、敷金、礼

金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、住宅賃借費の額から当該住宅手当の額に相当する額を控除する。

- (4) 住宅リフォーム費 補助金申請年度の4月1日から3月31日までの間に、婚姻等を機に新婚世帯等が市内の住宅のリフォームのために支払った費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行った修繕、増築、改築及び設備更新等（倉庫、車庫等の工事に係る費用及び門扉、フェンス、植栽等の外構の工事に係る費用並びにエアコン、洗濯機等の家庭用電化製品の購入及び設置等に係る費用は除く。）に係る工事費をいう。ただし、婚姻等の日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻等の日から起算して1年以内実施した当該住宅のリフォームであること。
- (5) 引越費用 補助金申請年度の4月1日から3月31日までの間に、婚姻等を機に市内の住宅への引っ越しに要した費用のうち引越業者等（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に基づき許可等を受けた引越業者及び運送事業者をいう。）へ支払った費用をいう。ただし、自らが引っ越しのために使用する自動車の賃借料及び燃料代、引っ越しに協力してくれた者への報償費並びに引っ越しに伴い発生する不用品の処分費等は除く。また、婚姻等の日より前の引っ越しにあっては、その引越日が婚姻等の日から起算して1年以内であること。
- (6) 継続補助世帯 前年度に初めて補助金の交付を受けた新婚世帯であって、当該補助金の額が前年度の上限額に達しなかった世帯をいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号の全てに該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻等の日において、夫婦等のいずれもの年齢が39歳以下であること。
- (2) 新婚世帯の所得額（申請日時点で最新の所得証明書に記載された夫婦等の合計所得金額を合算した額をいう。）が500万円未満であること。ただし、夫婦等の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額が500万円未満であること。
- (3) 対象となる住宅が市内にあり、夫婦等の双方又は一方が当該住宅の所在地に住所を有していること。
- (4) 夫婦等のいずれもが生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助又は当該住宅扶助と同様の公的給付を受けていないこと。
- (5) 夫婦等のいずれもが市税を滞納していないこと。
- (6) 夫婦等のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規

定する暴力団員でないこと。

- (7) 夫婦等のいずれもが過去にこの補助金又は他の地方公共団体における同様の趣旨による補助金等の交付を受けたことがないこと。
- (8) 夫婦等が共に補助金の交付の申請日が属する年度中に以下のいずれかに該当する講座を受講又は医療機関への受診・相談をしていること。
 - ア ライフデザイン支援講座を受講
 - イ プレコンセプションケアに関する講座を受講
 - ウ 共家事・子育て講座を受講
 - エ 医療機関への妊娠・出産に関する受診・相談

2 補助金の交付を受けることができる継続補助世帯は、前項第3号から第6号の全てに該当する継続補助世帯とする。
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新婚世帯等が支払った住宅取得費、住宅賃借費、住宅リフォーム費及び引越費用の合計額とする。ただし、他の制度による補助金等の交付を受け、又は受ける予定がある場合は、補助対象経費から当該交付を受ける補助金等の額を控除して得た額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、次に掲げる新婚世帯等の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 婚姻等の日において、夫婦等のいずれもの年齢が29歳以下の新婚世帯 1世帯当たり60万円
- (2) 前号に掲げるもの以外の新婚世帯 1世帯当たり30万円
- (3) 継続補助世帯 前年度の補助上限額から前年度に交付を受けた補助金の額を減じた額

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿南市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに市長に提出し、その申請をしなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書若しくは婚姻後の戸籍謄本又は届出受理証明書の写し若しくはパートナーシップの関係であることを証する書類

- (2) 新婚世帯の住民票の写し（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）が記載されていないもの）
 - (3) 夫婦等それぞれの申請日時点で最新の所得証明書
 - (4) 夫婦等それぞれの申請日時点で最新の市税の納税証明書
 - (5) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書の写し（住宅取得費の申請をする場合に限る。）
 - (6) 夫婦等それぞれの住宅手当支給証明書（様式第2号。住宅賃借費の申請をする場合に限る。）
 - (7) 住宅の賃貸借契約書の写し及び賃料等の支払額が確認できる書類の写し（住宅賃借費の申請をする場合に限る。）
 - (8) 工事契約書、請書又は見積書の写し及び領収書の写し（住宅リフォーム費の申請をする場合に限る。）
 - (9) 引っ越しに係る領収書の写し（引越費用の申請をする場合に限る。）
 - (10) 貸与型奨学金の年間返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
 - (11) 誓約書兼同意書（様式第3号）
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、継続補助世帯にあっては、阿南市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（継続分）（様式第1-1号。以下「交付申請書兼実績報告書（継続分）」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに市長に提出し、その申請をしなければならない。
- (1) 継続補助世帯の住民票の写し（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）が記載されていないもの）
 - (2) 夫婦等それぞれの申請日時点で最新の市税の納税証明書
 - (3) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書の写し（住宅取得費の申請をする場合に限る。）
 - (4) 夫婦等それぞれの住宅手当支給証明書（様式第2号。住宅賃借費の申請をする場合に限る。）
 - (5) 住宅の賃貸借契約書の写し及び賃料等の支払額が確認できる書類の写し（住宅賃借費の申請をする場合に限る。）
 - (6) 工事契約書、請書又は見積書の写し及び領収書の写し（住宅リフォーム費の申請をする場合に限る。）
 - (7) 引っ越しに係る領収書の写し（引越費用の申請をする場合に限る。）
 - (8) 誓約書兼同意書（継続分）（様式第3-1号）
 - (9) 前年度の阿南市結婚新生活支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書の写し
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び交付額の確定)

第7条 市長は、交付申請書兼実績報告書又は交付申請書兼実績報告書（継続分）を受理したときは、速やかに審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付することを決定したときは、その交付額の確定をし、阿南市結婚新生活支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、阿南市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）は、補助金の支払を受けようとするときは、阿南市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号。以下「交付請求書」という。）を市長に提出し、その交付の請求をしなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、交付請求書を受理したときは、速やかに、補助金を被交付決定者に交付するものとする。

(交付決定及び額の確定の取消)

第10条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消したときは、阿南市結婚新生活支援事業補助金交付決定及び額の確定取消通知（兼返還命令）書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させようとするときは、阿南市結婚新生活支援事業補助金交付決定及び額の確定取消通知（兼返還命令）書（様式第7号）により、当該補助金を返還すべき者に通知するものとする。

る。

3 前項に規定する通知を受けた者は、市長が定める期日までに補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
(報告等)

第12条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、被交付決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 被交付決定者は、前項の規定による報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。
(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。